

# 岡山市人見絹枝スポーツ顕彰事業実施要綱細則

## 1 趣旨

この細則は、岡山市人見絹枝スポーツ顕彰事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、表彰に必要な事項を定めるものとする。

## 2 表彰の区分及び基準

表彰は、次の区分及び成績により決定する。なお、基準とする成績は、表彰の対象とする年の1月から12月までの成績とし、3位決定戦を行わない大会において、ベスト4のうち第1位及び第2位を除く成績は、第3位の成績とみなす。

### (1) 岡山市民スポーツ栄誉賞

スポーツ界において歴史的な偉業を成し遂げる等、その活躍を通じて市民のスポーツに対する関心を高め、本市のスポーツ推進に顕著な功績を残したもの

### (2) 特別スポーツ栄誉賞

次に掲げる大会において、当該各号の成績を収めた個人又は団体の一員であるもの

ア オリンピック及びパラリンピック 入賞

イ 世界選手権大会 第1位から第3位

ウ その他国際的に認知された総合競技大会 第1位

### (3) スポーツ栄誉賞

ア 次に掲げる大会において、当該各号の成績を収めた個人又は団体の一員であるもの

(ア) オリンピック及びパラリンピック 出場

(イ) 世界選手権大会 第4位から第8位

(ウ) その他国際的に認知された総合競技大会 第2位から第3位

(エ) 特別スポーツ栄誉賞の対象としない国際大会 第1位から第3位

イ 国民体育大会その他権威ある全国規模の大会において、第1位の成績を収めた個人又は団体

ウ 全国障害者スポーツ大会において第1位になったもの、第3位以上の成績で大会新記録を樹立したもののその他特に優秀な成績を収めた個人又は団体

### (4) スポーツ功労賞

過去10年間に人見絹枝スポーツ顕彰を受けた個人又は団体を複数育成した指導者

## 3 表彰の基準とする大会

「2 表彰の区分及び基準」における用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 世界選手権大会 名称の如何に関わらず競技別に実施する世界最高峰の大会（1年に複数回開催される大会、他の世界大会と比較して参加国・参加者数が少ない等規模が小さいと認められる大会を除く。）

(2) 国際的に認知された総合競技大会 次の各号に掲げる大会（原則として国民体育大会正式競技に限る。）

ア 日本オリンピック委員会が派遣する次の大会

ユニバーシアード、ユースオリンピック、アジア競技大会、東アジア競技大会、アジアビーチゲームズ、アジアインドア&マーシャルアーツゲームズ、アジアユースゲームズ  
イ 日本パラリンピック委員会が派遣する次の大会

デフリンピック、IWAS世界競技大会、アジアパラ競技大会、アジアユースパラゲームズ  
(3) 権威ある全国規模の大会 国民体育大会を除く国内最高レベルの大会又は年代別を実施される最高峰の大会で、原則として次に掲げる大会（参加者の大多数が入賞する大会等、著しく参加者数が少ないと認められる大会を除く。）

- ・日本選手権大会（学生や社会人の区別がないもの）
- ・日本学生選手権大会（インカレ）又はこれに準じる大会
- ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）、全国高等学校選抜大会、全国定時制通信制総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会その他これらに準じる大会
- ・全国中学校体育大会又はこれに準じる大会
- ・全国小学生選手権大会又はこれに準じる大会
- ・JOCジュニアオリンピック

#### 4 推薦者及び推薦方法

- (1) 要綱第3条に規定する市内のスポーツ団体等とは、公益財団法人岡山県スポーツ協会加盟競技団体、一般財団法人岡山市スポーツ協会加盟競技団体、岡山県高等学校体育連盟、岡山県中学校体育連盟、岡山市中学校体育連盟及び市長が指定する組織をいう。
- (2) 推薦者は、推薦書に大会要項、試合結果、入賞者にあつては賞状の写しを添付し、市長に提出する。

#### 5 被表彰者の決定

要綱第4条第2項に規定する市長が特に必要と認める場合とは、第2項第1号又は第2号ア（第1位から第3位に限る。）若しくはイに該当する場合をいう。

#### 6 表彰方法

- (1) 表彰は、対象者の1年間の成績のうち、最も上位の成績を対象とする。ただし、「特別スポーツ栄誉賞」については、この限りではない。
- (2) 市長は、要綱第6条に定める表彰状の授与にあわせて、記念品を贈呈することができる。

#### 附則

この細則は、平成13年 4月 1日から施行する。

この細則は、平成15年 8月 1日から施行する。

この細則は、平成22年11月 5日から施行する。

この細則は、平成23年12月22日から施行する。

この細則は、平成24年11月 1日から施行する。

この細則は、平成27年 1月20日から施行する。

この細則は、令和2年11月13日から施行する。

(参考)

表彰基準早見表

大会規模	大会名	1位	2位	3位	4～8位	出場	備考
国際大会	オリンピック	◆ (1～8位)				☆	
	世界選手権	◆	◆	◆	☆		ワールドカップを含む
	その他国際的に認知された総合競技大会	◆	☆	☆			
	上記以外の国際大会	☆	☆	☆			
全国大会	国民体育大会	☆					
	権威ある全国規模の大会	☆					
障害者 スポーツ 大会	パラリンピック	◆ (1～8位)				☆	
	世界選手権	◆	◆	◆	☆		ワールドカップを含む
	その他国際的に認知された総合競技大会	◆	☆	☆			
	全国障害者スポーツ大会	☆					特に優秀(大会記録等)

◆…特別スポーツ栄誉賞 ☆…スポーツ栄誉賞